

# 品川区学校支援ボランティア保険取扱要綱

制定 平成30年3月30日教育長決定  
教育委員会要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、学校支援ボランティアが活動中に発生した事故に対処するため、損害賠償責任補償および傷害補償制度に係わる必要な事項を定め、もって地域における学校支援活動の振興に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校支援ボランティア

第3条に規定する対象活動に、直接または間接的に携わる者をいう。

(2) 損害賠償責任補償

学校支援ボランティアが活動中に、参加者やその他の第三者の生命・身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に適用される補償制度をいう。

(3) 傷害補償

学校支援ボランティアが活動中に、急激かつ偶然な外来の事故により負傷や死亡した場合等に適用される補償制度をいう。

(対象の活動)

第3条 この要綱に定める対象の活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 品川区学校支援ボランティアに登録し、区立小学校・中学校・義務教育学校で行っている教育活動および学校支援活動に協力する活動

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めた活動

(保険の種類)

第4条 保険の種類は、ボランティア活動保険とし、補償内容は別に定める品川区学校支援ボランティア保険取扱要綱細目の規定によるものとする。

(保険期間)

第5条 保険の期間は、毎年5月1日から翌年5月1日までの1年間とする。

(保険料の負担)

第6条 保険料は、品川区の負担とする。

(保険加入の手続き)

第7条 保険の加入を希望する学校支援ボランティアは、別に定める「学校支援ボランティア保険加入申込書(第1号様式)」を教育委員会に提出するものとする。

(保険加入の契約)

第8条 学校支援ボランティアを被保険者とし、品川区が一括して保険会社と加入契約する。

(事故の報告)

第9条 活動中に事故が発生した場合、学校支援ボランティアは速やかに教育委員会に報告するとともに、別に保険会社が指定する「事故通知書等」を提出しなければならない。

(保険金の支払)

第10条 保険金は、保険会社から直接被保険者に支払うものとする。

(委 任)

第11条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は教育次長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年5月1日から適用する。
- 2 平成30年度の保険加入について必要な手続は、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

(第1号様式)

平成 年 月 日

品川区教育委員会事務局  
指導課長 様

品川区立 ○○学校・学園  
校長 ○○ ○○

平成30年度品川区学校支援ボランティア保険加入申込書

平成30年度品川区学校支援ボランティアに係る保険加入について、下記の名簿のとおり申し込みいたします。

No	氏名	ふりがな	電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

※行が不足する場合は、複写にて御対応ください。